

認定こども園移行等促進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本市では、保育ニーズの増加により、令和6年（2024年）4月1日時点で28人の保育所等待機児童が発生している。新規施設整備は最低でも2年を要することから、保育所等待機児童対策の一環として、既存施設を活用した早期の保育定員確保が求められている。

このため、1号定員に余裕があると想定される幼稚園等に対し、施設・設備面、経営状況等を踏まえ、保育定員確保可能量の調査を行い、認定こども園への移行や2・3号定員増に資する助言・指導を実施する事業者を募集するもの。

また、本調査結果は、地域別の既存施設を活用した保育定員確保方策の詳細を検討し、子ども・子育て支援法に基づく第三期市町村計画期間中の施設整備を計画的に進めるにあたっての基礎資料とすることを目的とする。

2. 業務の概要

（1）業務名

認定こども園移行等促進業務

（2）業務内容

別添「認定こども園移行等促進業務仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）5月31日まで

（4）予算額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※金額は契約時の予定価格を示すものではありませんので、ご注意ください。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、次の全ての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。また、応募時点では本市の入札参加資格を有していなくてもよいこととするが、優先交渉権者となった場合は、契約締結までに本市への業者登録を行うものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（3）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（4）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 自治体や保育団体等から本業務と類似する業務を受託し、完了した実績を有すること。

4. スケジュール

項目	日程・期限
募集要領等の公表及び募集開始	10 月 15 日（火） 市ホームページに掲載
質問の受付	10 月 21 日（月）17 時 15 分必着
質問の回答	10 月 22 日（火） 市ホームページに掲載
企画提案書等提出期限	10 月 31 日（木）17 時 15 分必着
第 1 次審査（書類審査）	11 月 1 日（金）予定 応募事業者が 5 者以上の場合実施
第 2 次審査（プレゼンテーション）	11 月 7 日（木）予定
審査結果の通知	11 月中旬予定
委託契約の締結	11 月中旬予定

※いずれも令和 6 年（2024 年）

5. 応募方法

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式	留意事項
1	参加表明書	様式 1	- 代表者印不要。 - 担当者は、本公募について事務局との窓口となる職員を記載すること。
2	業務経歴書	様式 2	- これまで自治体等において類似する業務を請け負った実績について記載すること。 - 業務場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。 - 業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。
3	業務実施体制調書	様式 3	- 本業務の取組み体制及び特徴を記載すること。 - 本業務は、統括責任 1 名及び担当者 2 名以上で構成するチームで取り組むものとする。 - 統括責任者及び担当者は、提案者の会社に属すること。 - 役割の欄には本業務における担当分野や本業務内で担う役割を記載すること。 - 主な勤務場所は都道府県名を記載すること。 - 業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記載すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記載すること。 - 市との連絡調整方法について記載すること。 - 個人情報に関するセキュリティ体制について記載すること。
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書	様式 4	- 専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記載すること。 - 参画した主要業務の概要と担当した分野は、自治体等において類似する業務を請け負った実績を中心に記載すること。 - 記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。
5	入札参加停止措置等状況調書	様式 5	募集開始日から過去 3 年以内の処分歴について記載すること。

No.	提出書類	様式	留意事項
6	企画提案書	任意	・企画提案は1者1案とする。 ・A4判16枚以内（表紙は含まない）。A3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚として計算する。 ・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記載すること。 （記載例）「認定こども園移行等促進業務」提案書〇〇（法人名等） ・本業務が1号定員枠を活用した保育定員確保を目的とし、早期の待機児童解消をめざす取組みの一環であるという観点から以下①～⑦について記載すること。 ①幼稚園業界の現状及び認定こども園に係る全国的な傾向 ②幼稚園が認定こども園の移行に消極的となる原因及びその解決に有効と考えられる手法に関する提案 ③認定こども園移行に係る研修業務に関する提案（仕様書（1）の業務） ④認定こども園移行に係る事前ヒアリング調査及び調査業務対象事業者の選定業務に関する提案（仕様書（2）の業務）（ヒアリング項目案を含むこと） ⑤認定こども園移行に係る調査業務に関する提案（仕様書（3）の業務）（診断書のレイアウト案を示すこと。また、収支シミュレーションをわかりやすく説明するための工夫を記載すること） ⑥その他独自の提案（任意） ⑦業務遂行スケジュール
7	自治体や保育団体等から受託した類似する業務において制作した研修資料や収支シミュレーション	任意	・企画提案書とは別冊とすること。 ・A4判10枚以内（表紙は含まない）。A3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚として計算する。 ・具体の自治体名や園名については、特定できないよう加工しても差し支えない。

No.	提出書類	様式	留意事項
8	見積書	任意	・本業務に係る費用内訳がわかるもの。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「認定こども園移行等促進業務」と明記すること。 ・事前ヒアリング調査業務（仕様書（2）の業務）は18園実施、調査業務（仕様書（3）の業務）は13園実施と想定し、見積書を作成すること。 ※事前ヒアリング調査業務及び調査業務は、単価契約（実施園数に応じた実績払い）とするため、単価を明記すること。
9	会社概要（リーフレット等）	任意	

（2）提出形式

以下①及び②両方の形式を提出すること。

①紙 媒 体：正本1部、副本8部（副本は、正本の複写可）

「5.（1）提出書類」の順に綴ること。

②電子媒体：CD-R又はDVD-R1枚

書類ごとにPDF形式にしたものを格納すること。

（3）提出期限

令和6年（2024年）10月31日（木）17時15分必着

（4）提出方法等

- ・事務局あてに持参（土日祝及び開庁時間外を除く。）又は郵送等により提出すること。郵送等により提出する場合は、事務局に書類の到達について確認すること。
- ・応募書類の分割提出は認めない。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ・応募書類はいかなる場合でも返却しない。
- ・応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ・市が補正等を求める場合を除き、提出期限後の差し替えは認めない。

6. 質問

質問がある場合は、事務局へ電子メールにて質問書（様式6）を送付のうえ、電話連絡すること。電話や来庁など質問書以外による質問は受け付けない。また、回答は市ホームページに掲載することとし、個別での回答は行わない。

7. 審査

（1）審査方法

- ・市職員で構成する審査委員会が「（3）審査項目及び配点」に基づき、審査を行う。
- ・提案者が5者以上の場合は、第1次審査（書類審査）を行い、第2次審査（プレゼンテ

ーション)の対象者を4者以内とする。

- 最終の審査結果は、審査委員会の合議により決定し、総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- 優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。
- 審査の結果、得点が全体配点の60%未満の場合は、順位に関わらず優先交渉権者としな
- い。
- 審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

① 日時

令和6年(2024年)11月7日(木) 予定

※場所等の詳細は、第2次審査対象者に別途連絡する。

② 発表時間

40分程度

※1提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

③ プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。

④ 出席者

当日の出席者は1提案者あたり3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む。)とし、
全て提案者の雇用する従業員とする。

⑤ その他

- パワーポイント等を使用する場合、必要な機材は全て提案者が用意すること。(会場にはスクリーンと電源のみ設置)
- 応募書類以外の書類の使用は不可とする。

(3) 審査項目及び配点

No.	項目	配点	備考
1	企画提案書	65点	
2	業務実績・業務体制等	20点	・提案者の業務実績と業務執行体制 ・統括責任者等の業務実績等
3	プレゼンテーション	5点	・業務の取組みへの意欲
4	価格	10点	・見積額の妥当性

※公募開始時から過去3年以内に処分歴等がある場合は、内容に応じて減点する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和6年(2024年)11月中旬にメールにて通知する。なお、市と仕様や価格等について協議のうえ、本業務の受託者として決定することになるため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を約束するものではない。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページ等において公表する。

《公表内容》

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・審査委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果（応募が2者の場合は非公表）
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合はその理由）

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 契約締結日までの間に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提出期限までに提出場所に書類の提出がないとき
- ・ 第2次審査（プレゼンテーション）を欠席したとき
- ・ 1団体で複数の提案をしたとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 予算額を超える提案を行ったとき
- ・ 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

9. 契約に関する基本的事項

- ・ 契約内容及び仕様等については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議するものとする。この際、改めて市から提案内容の説明を求めることがある。
- ・ 契約内容や仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- ・ 協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結する。
- ・ 本業務の受託者は豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、提案者の負担とする。
- 審査委員会の構成員、審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- 委託者がやむを得ないものとして認める場合を除き、提出書類に記載された受託業務の担当者等を変更することはできない。
- 企画提案書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合がある。
- 審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。
- 本案件の提案者に対する参加報酬はない。
- 応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。
- 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。

11. 事務局（問い合わせ先）

豊中市子ども未来部子ども政策課

住所：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎3階）

電話：06-6858-2452（直通） FAX：06-6854-9533

E-mail：ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp